

## 佐賀県告示第 78 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 27 年 2 月 28 日次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 27 年 2 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 4 - ベンジルピペリジン及びその塩類
- (2) 化学名 1 - ( 2 , 3 - ジヒドロ - 1 H - インデン - 5 - イル ) - 2 - ( ピロリジン - 1 - イル ) ヘキサン - 1 - オン ( 通称名 : 5 - B P D I ) 及びその塩類
- (3) 化学名 メチル = 2 - [ 1 - ( 4 - フルオロベンジル ) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド ] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート ( 通称名 : F U B - A D B ) 及びその塩類
- (4) 化学名 キノリン - 8 - イル = 1 - ( 4 - フルオロベンジル ) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート ( 通称名 : F U B - N P B - 22 ) 及びその塩類

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

### 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。